

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】平成31年2月7日(2019.2.7)

【公開番号】特開2017-36032(P2017-36032A)

【公開日】平成29年2月16日(2017.2.16)

【年通号数】公開・登録公報2017-007

【出願番号】特願2016-93324(P2016-93324)

【国際特許分類】

B 6 2 D	27/04	(2006.01)
B 6 2 D	49/00	(2006.01)
E 0 2 F	9/16	(2006.01)
F 1 6 F	15/04	(2006.01)
F 1 6 F	15/08	(2006.01)

【F I】

B 6 2 D	27/04	D
B 6 2 D	49/00	D
E 0 2 F	9/16	C
F 1 6 F	15/04	A
F 1 6 F	15/08	E

【手続補正書】

【提出日】平成30年12月20日(2018.12.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

機体フレームから機体外方に延出されるプラケットに、キャビンが防振部材を介して載置支持される作業車であって、

前記プラケットに、錘部材が設けられており、

前記錘部材は、前記プラケットのうち前記防振部材よりも機体外側の位置であって車体幅方向における前記車体の長手方向中央軸芯から前記防振部材よりも外側の位置に、前記プラケットから機体左右方向の外方に突出する状態で取り付けられている作業車。

【請求項2】

前記プラケットに、前記錘部材が取り付けられる取付け面を有する取付け部が設けられており、

前記錘部材は、前記取付け面に対向する対向面のうち一部のみが前記取付け面に接触する状態で、前記取付け面に取り付けられている請求項1に記載の作業車。

【請求項3】

前記対向面に直交する方向視において、前記対向面のうち前記取付け面に接触する接触部の面積は、前記対向面の外周面積の半分以下である請求項2に記載の作業車。

【請求項4】

前記対向面のうち前記取付け面に接触する接触部は、前記錘部材における前記プラケットの延出方向の中心よりも機体外側に位置している請求項2又は3に記載の作業車。

【請求項5】

前記対向面のうち前記取付け面に接触する接触部は、前記取付け面側に突出するように設けられている請求項2から4の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 6】

前記対向面のうち前記取付け面に接触する接触部は、前記対向面のうち平面視で前記ブラケットの延出方向と直交する幅方向の両端部に亘って設けられている請求項 2 から 5 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 7】

上下方向において、前記取付け面に対する前記錐部材の取付け位置と、前記ブラケットに対する前記防振部材の取付け位置とが、異なる位置に設定されている請求項 2 から 6 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 8】

前記錐部材は、平面視で前記防振部材と重複する状態で設けられている請求項 1 から 7 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 9】

前記ブラケットに、前記ブラケットから機体外方に突出する突出部が設けられており、前記突出部に、前記錐部材が取り付けられている請求項 1 から 8 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 10】

前記錐部材は、前記ブラケットのうち平面視で前記ブラケットの延出方向と直交する幅方向の中央部に配置されている請求項 1 から 9 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 11】

前記ブラケットに、前記防振部材が取り付けられる天板と、前記天板のうち平面視で前記ブラケットの延出方向と直交する幅方向の両端部に設けられる一対の側板と、が備えられており、

前記側板は、その上下方向の長さが機体外側に向かって短くなるように形成されている請求項 1 から 10 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 12】

前記ブラケットに、前記キャビンが当接可能な当接部が設けられている請求項 1 から 11 の何れか一項に記載の作業車。

【請求項 13】

前記当接部は、前記錐部材に対して平面視で前記ブラケットの延出方向と直交する幅方向に隣接する状態で設けられている請求項 12 に記載の作業車。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明の特徴は、

機体フレームから機体外方に延出されるブラケットに、キャビンが防振部材を介して載置支持される作業車であって、

前記ブラケットに、錐部材が設けられ、

前記錐部材は、前記ブラケットのうち前記防振部材よりも機体外側の位置であって車体幅方向における前記車体の長手方向中央軸芯から前記防振部材よりも外側の位置に、前記ブラケットから機体左右方向の外方に突出する状態で取り付けられていることにある。